

「決算関係書類等」の表示に関するチェック・リスト（共済事業実施組合以外）

チェック項目	関連法令	チェック欄
		確認済み「○」 該当なし「ー」
I 総括		
1 (金額単位)		
(1) 決算関係書類（剰余金処分案又は損失処理案を除く）及びその附属明細書に係る事項の金額は、一円単位又は千円単位で表示されているか。（資産総額が五百億円以上の組合については、百万円単位をもって表示することも可能）。	規則67 I	
(2) 剰余金処分案又は損失処理案については、一円単位で表示されているか。	規則67 II	
(3) 金額の表示単位について記載しているか。		
II 貸借対照表		
1 (貸借対照表の区分)	規則80 I	
貸借対照表は、資産・負債・純資産に区分して表示しているか。		
2 (資産の部の区分)	規則81 I	
資産の部は、流動資産・固定資産・繰延資産の各部に区分しているか。		
3 (固定資産の部の区分)	規則81 II	
固定資産の部は、有形固定資産・無形固定資産・その他固定資産の各部に区分しているか。		
4 (流動資産の区分表示)	規則81 III①	
以下の項目は、資産を示す適当な名称を付して流動資産に含めているか。		
① 現金及び預金（一年内に期限の到来しない預金を除く）		
② 受取手形（通常取引に基づいて発生した手形債権）		
③ 事業未収金（通常取引に基づいて発生した事業上の未収金）		
④ 売買目的有価証券及び一年内に満期の到来する有価証券		
⑤ 商品、製品、原材料、仕掛品及び貯蔵品その他のたな卸資産（供給の目的をもって所有する土地、建物その他の不動産を含む）		
⑥ 前払費用であって、一年内に費用となるべきもの		
⑦ 未収収益		
⑧ 次に掲げる繰延税金資産		
a) 流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金資産		
b) 特定の資産又は負債に関連しない繰延税金資産であって、一年内に取り崩されると認められるもの		
⑨ その他の資産であって、一年内に現金化することできると認められるもの		
5 (破産債権等)	規則81 III①ロ、ハ	
破産更生債権等（破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権）で一年内に弁済を受けることができないことが明らかなものは流動資産の各項目から除き、その他固定資産に含めているか。		
6 有形固定資産の区分表示	規則81 III②	
以下の項目は、資産を示す適当な名称を付して有形固定資産に含めているか。ただし、①～⑦までの資産については、事業の用に供するものに限る。		
① 建物		
② 構築物		
③ 機械及び装置		
④ 車両運搬具		
⑤ 器具及び備品		
⑥ 土地		
⑦ リース資産（当該組合がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であって、当該リース物件が①～⑥まで及び⑨に掲げるものである場合に限る）		
⑧ 建設仮勘定（①～⑥までに掲げる資産で事業の用に供するものを建設した場合における支出及び当該建設の目的のために充当した材料をいう）		
⑨ その他の有形資産であって、有形固定資産に属する資産とすべきもの		

チェック項目	関連法令	チェック欄
		確認済み「○」 該当なし「-」
7 減価償却累計額 有形固定資産に対する減価償却累計額は、下記のいずれかで表示しているか。 (1) 科目別間接控除法（科目ごとに控除する形式） (2) 一括間接控除法（二以上の科目から一括して控除する形式） (3) 直接控除注記法（控除残額のみを記載して科目別又は一括注記する形式）→V. 11	規則86	
8 減損損失の処理額 有形固定資産について減損処理を行った場合は、当該各資産の金額（有形固定資産に対する減価償却累計額を、当該資産の金額から直接控除しているときは、控除後の金額）から減損損失を直接控除し、控除後の金額を当該各資産の金額とする形式（直接控除形式）で表示しているか。 ただし、減価償却を行う有形固定資産については、次のいずれかの表示方法によることができる。 (1) 独立間接控除形式（科目別又は一括） 減損損失累計額を当該各資産科目から間接控除する。 (2) 合算間接控除形式（科目別又は一括） 「減価償却累計額」の科目を持って掲記する形式 この場合、減価償却累計額に減損損失累計額が含まれる旨を注記しているか。→V. 12	規則87 規則114 I ④	
9 無形固定資産の区分表示 以下の項目は、資産を示す適当な名称を付して無形固定資産に含めているか。 ① 特許権 ② 借地権（地上権を含む。） ③ 商標権 ④ 実用新案権 ⑤ 意匠権 ⑥ ソフトウェア ⑦ のれん ⑧ リース資産（当該組合がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であって、当該リース物件が①～⑥まで及び⑨に掲げるものである場合に限る。） ⑨ その他の無形資産であって、無形固定資産に属する資産とすべきもの	規則81 III ③	
10 無形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 無形固定資産は、減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した残額を記載しているか。	規則88	
11 その他の固定資産の区分表示 以下の項目は、資産を示す適当な名称を付してその他の固定資産に含めているか。 ① 関係団体等出資金 ② 長期保有有価証券 ③ 長期貸付金 ④ 長期前払費用 ⑤ 次に掲げる繰延税金資産 a) 有形固定資産、無形固定資産若しくはその他固定資産に属する資産又は固定負債に属する負債に関連する繰延税金資産 b) 特定の資産又は負債に関連しない繰延税金資産であつて、一年内に取り崩されると認められないもの ⑥ その他の資産であつて、その他固定資産に属する資産とすべきもの	規則81 III ④	
12 繰延資産の区分表示 繰延資産の各項目は、当該項目に係る資産を示す適当な名称を付しているか。	規則81 V	
13 繰延資産の償却累計額 繰延資産は、償却累計額を控除した残額を記載しているか。	規則91	
14 貸倒引当金等の表示 (1) 各資産に係る引当金は、(3)の規定による場合のほか、当該各資産の項目に対する控除項目として、貸倒引当金その他当該引当金の設定目的を示す名称を付した項目をもって表示しているか。 (2) ただし、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、その他固定資産又は繰延資産の区分に応じ、これらの資産に対する控除項目として一括して表示することを妨げない。 (3) 各資産に係る引当金は、当該各資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各資産の金額として表示することができる。	規則85	

チェック項目	関連法令	チェック欄
		確認済み「○」 該当なし「-」
15 負債の部の区分 負債の部は、流動負債・固定負債の各部に区分しているか。	規則82 I	
16 流動負債の区分表示 以下の項目は、負債を示す適当な名称を付して流動負債に含めているか。	規則82 II ①	
① 支払手形（通常取引に基づいて発生した手形債務）		
② 買掛金（通常取引に基づいて発生した事業上の未払金）		
③ 前受金（受注工事、受注品等に対する前受金）		
④ 短期借入金（一年内に返済されないと認められるものを除く）		
⑤ 通常取引に関連して発生する未払金又は預り金で一般取引慣行として発生後短期間に支払われるもの		
⑥ 未払法人税等（法人税等の未払額）		
⑦ 未払費用		
⑧ 前受収益		
⑨ 引当金（資産に係る引当金及び一年内に使用されないと認められるものを除く）		
⑩ 次に掲げる繰延税金負債		
a) 流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金負債		
b) 特定の資産又は負債に関連しない繰延税金負債であつて、一年内に取り崩されると認められるもの		
⑪ ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち、一年内に期限が到来するもの		
⑫ 資産除去債務のうち、一年内に履行されると認められるもの		
⑬ その他の負債であつて、一年内に支払われ、又は返済されると認められるもの		
17 たな卸資産及び工事損失引当金がある場合 同一の工事契約（請負契約のうち、土木、建築、造船、機械装置の製造その他の仕事に係る基本的な仕様及び作業内容が注文者の指図に基づいているものをいう。）に係るたな卸資産及び工事損失引当金がある場合には、両者を相殺した差額をたな卸資産又は工事損失引当金として流動資産又は流動負債に表示することができる。	規則84の2	
18 固定負債の区分表示 以下の項目は、負債を示す適当な名称を付して固定負債に含めているか。	規則82 II ②	
(1) 長期借入金		
(2) 引当金（資産に係る引当金及び流動負債に掲げる引当金を除く）		
(3) 次に掲げる繰延税金負債		
a) 有形固定資産、無形固定資産若しくはその他固定資産に属する資産又は固定負債に属する負債に関連する繰延税金負債		
b) 特定の資産又は負債に関連しない繰延税金負債であつて、一年内に取り崩されると認められないもの		
(4) ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち、流動負債に掲げるもの以外のもの		
(5) 資産除去債務のうち、流動負債に掲げるもの以外のもの		
(6) その他の負債であつて、流動負債に属しないもの		
19 繰延税金資産及び繰延税金負債の相殺表示	規則90 I	
(1) 流動資産に属する繰延税金資産と流動負債に属する繰延税金負債がある場合には、その差額を繰延税金資産又は繰延税金負債として流動資産又は流動負債に計上しているか。	規則90 II	
(2) 固定資産に属する繰延税金資産と固定負債に属する繰延税金負債がある場合には、その差額を繰延税金資産又は繰延税金負債として固定資産又は固定負債に計上しているか。		
20 純資産の部の区分 純資産の部は、次の項目に区分しているか。	規則84 I ①	
① 組合員資本（連合会にあつては会員資本）		
② 評価・換算差額等		
21 組合員資本の区分表示 組合員資本は、次の項目に区分しているか。	規則84 II	
① 出資金		
② 未払込出資金		
③ 剰余金		
22 剰余金の区分表示	規則84 III	
(1) 剰余金は、次の項目に区分しているか。		
① 法定準備金		
② 医療福祉等事業積立金		
③ 任意積立金		
④ 当期末処分剰余金（又は当期末処理損失金）		
(2) 任意積立金は、その内容を示す適当な名称を付した科目に細分されているか。	規則84 V	
(3) 当期末処分剰余金（又は当期末処理損失金）に、当期剰余金又は当期損失金が付記されているか。	規則84 VI	

チェック項目	関連 法令	チェック欄
		確認済み「○」 該当なし「-」
23 評価・換算差額等の区分表示 評価・換算差額等は、次の項目に区分しているか。 ① その他有価証券評価差額金 ② 繰延ヘッジ損益	規則84VII	
Ⅲ 損益計算書		
1 損益計算書の区分 (1) 損益計算書は、以下に掲げる項目に区分して表示しているか。 ① 事業収益 ② 事業費用 ③ 事業経費 ④ 事業外収益 ⑤ 事業外費用 ⑥ 特別利益 ⑦ 特別損失	規則94 I	
(2) 損益計算書等の各項目は、当該項目に係る収益若しくは費用又は利益若しくは損失を示す適 当な名称を付して表示しているか。	規則94XI	
(3) 組合が二以上の異なる種類の事業を行っている場合には、事業収益又は事業費用は、事業の 種類ごとに区分して表示しているか。	規則94X	
2 事業収益 事業収益に属する収益は、供給高、利用事業収入、共済事業収入、福祉事業収入、受取手数料 その他の項目の区分に従い、細分しているか。 上記のうち、その金額が重要でないものについては、細分しないことができる。	規則94 II, IX	
3 事業費用 事業費用に属する費用は、供給原価、利用事業原価、共済事業費用、福祉事業費用その他の項 目の区分に従い、細分しているか。 上記のうち、その金額が重要でないものについては、細分しないことができる。	規則94 III, IX	
4 事業経費 事業経費に属する費用は、人件費、物件費その他の項目の区分に従い、細分しているか。 上記のうち、その金額が重要でないものについては、細分しないことができる。	規則94 IV, IX	
5 事業外収益 事業外収益に属する収益は、受取利息、関係団体等出資金に係る出資配当金の受入額その他の 項目の区分に従い、細分しているか。 上記のうち、その金額が重要でないものについては、細分しないことができる。	規則94 V, IX	
6 事業外費用 事業外費用に属する費用は、支払利息、寄付金その他の項目の区分に従い、細分しているか。 上記のうち、その金額が重要でないものについては、細分しないことができる。	規則94 VI, IX	
7 特別利益 特別利益に属する利益は、固定資産売却益、補助金収入（経常的経費に充てるべきものとして 交付されたものを除く）、前期損益修正益、負のれん発生益その他の項目の区分に従い、細 分しているか。 上記のうち、その金額が重要でないものについては、細分しないことができる。	規則94 VII, IX	
8 特別損失 特別損失に属する損失は、固定資産売却損、減損損失、災害による損失、前期損益修正損その 他の項目の区分に従い、細分しているか。 上記のうち、その金額が重要でないものについては、細分しないことができる。	規則94 VIII, IX	
9 事業総損益 (1) 事業収益から事業費用を減じて得た額（事業総損益）は、事業総剰余金として表示している か。事業総損益が零未満である場合には、零から事業総損益を減じて得た額を事業総損失金 として表示しているか。	規則95 I, III	
(2) 組合が二以上の異なる種類の事業を行っている場合には、事業総剰余金（又は事業総損失 金）は、事業の種類ごとに区分し表示しているか。	規則95 II, III	
10 事業損益 事業総損益から事業経費の合計額を減じて得た額（事業損益）は、事業剰余金として表示して いるか。事業損益が零未満である場合には、零から事業損益を減じて得た額を事業損失金とし て表示しているか。	規則96	
11 経常損益 事業損益に事業外収益を加えて得た額から事業外費用を減じて得た額（経常損益）は、経常剰 余金として表示しているか。経常損益が零未満である場合には、零から経常損益を減じて得た 額を経常損失金として表示しているか。	規則97	

チェック項目	関連法令	チェック欄
		確認済み「○」 該当なし「-」
12 税引前当期損益 経常損益に特別利益を加えて得た額から特別損失を減じて得た額（税引前当期損益）は、税引前当期剰余金として表示しているか。税引前当期損益が零未満である場合には、零から税引前当期損益を減じて得た額を税引前当期損失金として表示しているか。	規則98	
13 税等 次に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した項目をもって、税引前当期剰余金（又は税引前当期損失金）の次に表示しているか。 (1) 当該事業年度に係る法人税等 (2) 法人税等調整額	規則99	
14 当期剰余金又は当期損失金 下記(1)及び(2)に掲げる合計額から(3)及び(4)に掲げる額の合計額を減じて得た額（当期損益金額）は、当期剰余金として表示しているか。当期損益金額が零未満である場合には、零から当期損益金額を減じて得た額を当期損失金として表示しているか。 (1) 税引前当期損益金額 (2) 法人税等の更正、決定等による還付税額があるときは当該還付税額 (3) 法人税等及び法人税等調整額 (4) 法人税等の更正、決定等による納付税額があるときは当該納付税額	規則100	
15 当期末処分剰余金又は当期末処理損失金 次に掲げる金額は、その内容を示す名称を付した項目をもって、当期剰余金又は当期損失金の次に表示しているか。 (1) 当期首繰越剰余金（又は当期首繰越損失金） (2) 遡及適用又は誤謬の訂正をした場合には、当期首繰越剰余金（又は当期首繰越損失金）に対する影響額 (3) 医療福祉等事業積立金取崩額 (4) 任意積立金取崩額（目的取崩）	規則101 I	
16 下記(1)から(4)に掲げる合計額から(5)に掲げる額の合計額を減じて得た額（当期末処分損益金額）は、当期末処分剰余金として表示しているか。当期末処分損益金額が零未満である場合には、零から当期末処分損益金額を減じて得た額を当期末処理損失金として表示しているか。 (1) 当期損益金額 (2) 当期首繰越剰余金 (3) 医療福祉等事業積立金取崩額 (4) 任意積立金取崩額（目的取崩） (5) 当期首繰越損失金	規則101 II III	
17 貸倒引当金繰入益の表示 貸倒引当金の繰入額及び貸倒引当金残高の取崩額については、その差額のみを貸倒引当金繰入額又は貸倒引当金戻入益として、それぞれ次に掲げる項目に区分して表示しているか。 (1) 貸倒引当金繰入額 ① 事業上の取引に基づいて発生した債権に係るもの→事業経費 ② 事業上の取引以外の取引に基づいて発生した債権に係るもの→ 事業外費用 (2) 貸倒引当金戻入益 ① 事業上の取引に基づいて発生した債権に係るもの→事業経費又は事業外収益 ② 事業上の取引以外の取引に基づいて発生した債権に係るもの→事業外費用又は事業外収益	規則102 I ① 規則102 I ②	
IV 剰余金処分案又は損失処理案 1 総括 (1) 当期末処分損益金額と任意積立金の取崩額（損益計算書において取り崩した額を除く）の合計額が零を超える場合であって、かつ、剰余金の処分がある場合には、剰余金処分案を作成している (2) 前項以外の場合には、損失処理案を作成しているか。	規則104 II 規則104 III	

チェック項目	関連法令	チェック欄
		確認済み「○」 該当なし「-」
2 剰余金処分案		
(1) 剰余金処分案は、次に掲げる項目に区分して表示しているか。	規則105 I	
① 当期末処分剰余金又は当期末処理損失金		
② 任意積立金取崩額		
③ 剰余金処分類		
④ 次期繰越剰余金		
(2) (1)②の任意積立金取崩額は、当該積立金の名称を付した項目に細分しているか。	規則105 II	
(3) 剰余金処分類は、次に掲げる項目に区分しているか。	規則105 III	
① 法定準備金		
② 医療福祉等事業積立金 医療福祉等事業積立金は、当該積立金の名称を付した項目に細分することができる。	規則105 IV	
③ 利用分量割戻金		
④ 出資配当金		
⑤ 任意積立金		
(4) (3)③の利用分量割戻金は、組合が二以上の異なる種類の割戻しを行う場合には、当該割戻しの名称を示した項目に細分しているか。	規則105 V	
(5) (3)⑤の任意積立金は、当該積立金の名称を付した項目に細分しているか。	規則105 VI	
3 損失処理案		
(1) 損失処理案は、次に掲げる項目に区分して表示しているか。	規則106 I	
① 当期末処理損失金		
② 損失金処理額		
③ 次期繰越損失金		
(2) (1)②の損失金処理額は、次に掲げる項目に区分しているか。	規則106 II	
① 任意積立金取崩額		
② 法定準備金取崩額		
(3) (2)①の任意積立金取崩額は、当該積立金の名称を付した項目に細分しているか。	規則106 III	
V 個別注記		
1 個別注記の区分	規則109	
個別注記は、次に掲げる項目に区分して表示しているか。		
① 継続組合の前提に関する注記		
② 重要な会計方針に係る事項に関する注記		
③ 会計方針の変更に関する注記		
④ 表示方法の変更に関する注記		
⑤ 会計上の見積りの変更に関する注記		
⑥ 誤謬の訂正に関する注記		
⑦ 貸借対照表等に関する注記		
⑧ 損益計算書に関する注記		
⑨ 剰余金処分案に関する注記		
⑩ 税効果会計に関する注記		
⑪ リースにより使用する固定資産に関する注記		
⑫ 金融商品に関する注記		
⑬ 持分法損益等に関する注記		
⑭ 関連当事者との取引に関する注記		
⑮ 重要な後発事象に関する注記		
⑯ その他の注記		
2 注記の記載方法	規則110	
貸借対照表等、損益計算書等又は剰余金処分案の特定の項目に関連する注記については、その関連を明らかにしているか。		
3 継続組合の前提に関する注記	規則111	
事業年度の末日において、継続組合の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続組合の前提に関する重要な不確実性が認められるときは、次に掲げる事項を記載しているか。		
(1) 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容		
(2) 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策		
(3) 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由		
(4) 当該重要な不確実性の影響を決算関係書類に反映しているか否かの別		

チェック項目	関連法令	チェック欄
		確認済み「○」 該当なし「-」
<p>4 重要な会計方針に係る事項 重要な会計方針に係る事項に関する注記として、以下に掲げる事項（重要性が乏しいものを除く。）について区分して記載しているか。</p> <p>(1) 資産の評価基準及び評価方法 (2) 固定資産の減価償却の方法 (3) 引当金の計上基準 (4) 収益及び費用の計上基準 (5) その他決算関係書類の作成のための基本となる重要な事項 (例示) ①消費税等の会計処理 ②ヘッジ会計の方法 ③繰延資産の処理方法 ④デリバティブの評価基準及び評価方法 ⑤外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準 ⑥端数処理の方法 ⑦業種特有の会計方針</p>	規則112 I	
<p>5 会計方針の変更に関する注記 一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更した場合、以下の事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記しているか。ただし、会計監査人監査組合以外の組合にあっては、規則第百十三条の二第四号ロ及びハに掲げる事項を省略することとする。</p> <p>(1) 当該会計方針の変更の内容 (2) 当該会計方針の変更の理由 (3) 遡及適用をした場合には、当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額 (4) 当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた場合には、次に掲げる事項（当該会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難なときは、②に掲げる事項を除く。）</p> <p>① 決算関係書類又は連結決算関係書類の主な項目に対する影響額 ② 当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた理由並びに当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期 ③ 当該会計方針の変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性がある場合であつて、当該影響に関する事項を注記することが適切であるときは、当該事項</p>	規則113の2	
<p>6 表示方法の変更に関する注記 一般に公正妥当と認められる表示方法を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更した場合、以下の事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記しているか。</p> <p>(1) 当該表示方法の変更の内容 (2) 当該表示方法の変更の理由</p>	規則113の3	
<p>7 会計上の見積りの変更に関する注記 会計上の見積りの変更をした場合、以下の事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記している</p> <p>(1) 当該会計上の見積りの変更の内容 (2) 当該会計上の見積りの変更の決算関係書類又は連結決算関係書類の項目に対する影響額 (3) 当該会計上の見積りの変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性があるときは、当該影響に関する事項</p>	規則113の4	
<p>8 誤謬の訂正に関する注記 誤謬の訂正をした場合、以下の事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記しているか。</p> <p>(1) 当該誤謬の内容 (2) 当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額</p>	規則113の5	
<p>9 貸借対照表等に関する注記 担保に供している資産 資産が担保に提供されている場合、以下の事項を注記しているか。</p> <p>(1) 資産が担保に供されていること (2) (1)の資産の内容及びその金額 (3) 担保に係る債務の金額</p>	規則114 I ①	
<p>10 資産に係る引当金 資産に係る引当金を直接控除した場合、各資産の資産項目別の引当金の金額（一括して注記することが適当な場合には、各資産について流動資産、有形固定資産、無形固定資産、その他固定資産又は繰延資産ごと一括した引当金の金額）を注記しているか。</p>	規則114 I ②	
<p>11 有形固定資産の減価償却累計額 減価償却累計額を直接控除した場合、各資産の資産項目別の減価償却累計額（一括して注記することが適当な場合には、各資産について一括した減価償却累計額）を注記しているか。</p>	規則114 I ③	
<p>12 有形固定資産の減損損失累計額 資産に係る減損損失累計額を減価償却累計額に合算して減価償却累計額の項目をもって表示した場合、減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨を注記しているか。</p>	規則114 I ④	

チェック項目	関連 法令	チェック欄
		確認済み「○」 該当なし「-」
13 保証債務等 保証債務、手形訴求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務その他これらに準ずる債務（負債の部に計上したものを除く）があるときは、当該債務の内容及び金額を注記しているか。	規則114 I ⑤	
14 子法人等及び関連法人等に対する金銭債権債務 子法人等及び関連法人等に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区別して表示していないときは、当該子法人及び関連法人等に対する金銭債権又は金銭債務の当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額又は二以上の項目について一括した金額を注記しているか。	規則114 I ⑥	
15 役員に対する金銭債権 役員との間の取引による役員に対する金銭債権があるときは、その総額を注記しているか。	規則114 I ⑦	
16 役員に対する金銭債務 役員との間の取引による役員に対する金銭債務があるときは、その総額を注記しているか。	規則114 I ⑧	
17 損益計算書に関する注記 子法人等及び関連法人等との事業取引による取引高の総額及び事業取引以外の取引による取引高の総額が注記しているか。	規則115	
18 剰余金処分案に関する注記 剰余金処分案に関する注記として、次に掲げる事項を注記しているか。 (1) 利用分量割戻しを行う場合の算定基準 (2) 出資配当を行う場合の算定基準 (3) 次期繰越剰余金に含まれている教育事業等繰越金の額 ※組合は、毎事業年度の剰余金の二十分の一以上を翌事業年度に繰り越さなければならない。（生協法五十一条の四IV）	規則116	
19 税効果に関する注記 繰延税金資産（その算定に当たり繰延税金資産から控除された金額がある場合における当該金額を含む）及び繰延税金負債の発生の主な原因を注記しているか。（重要でないものを除く）	規則117	
20 リース資産に関する注記 ファイナンス・リースの取引の借主である組合が、当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っていない場合におけるリース物件（固定資産に限る）に関する事項を注記しているか。この場合、当該リース物件の全部又は一部に係る以下の(1)～(4)に掲げる事項（各リース物件について一括して注記する場合にあっては、一括して注記すべきリース物件に関する事項）を含めることを妨げない。 (1) 当該事業年度の末日における取得原価相当額 (2) 当該事業年度の末日における減価償却累計額相当額 (3) 当該事業年度の末日における未経過リース料相当額 (4) (1)～(3)に掲げるもののほか、当該リース物件に係る重要な事項	規則118	
21 金融商品に関する注記 金融商品に関する注記として、次に掲げる事項を注記しているか。（重要性の乏しいものを除く） (1) 金融商品の状況に関する事項 (2) 金融商品の時価等に関する事項	規則118の2	
22 持分法損益等に関する注記 持分法損益等に関する注記は、次に掲げる場合の区分に応じ、各々に定める事項を注記しているか。 (1) 関連法人等がある場合は、関連法人等に対する投資の金額並びに当該投資に対して持分法を適用した場合の投資の金額及び投資利益又は投資損失の金額 (2) 開示対象特別目的会社がある場合は、開示対象特別目的会社の概要、開示対象特別目的会社との取引の概要及び取引金額その他の重要な事項	規則118の3	

チェック項目	関連法令	チェック欄
		確認済み「○」 該当なし「-」
<p>23 関連当事者との取引に関する注記 組合と関連当事者との間に取引がある場合における次に掲げる事項がある場合、以下の事項であって、重要なものを、関連当事者ごとに注記しているか。（ただし、会計監査人監査組合以外の組合にあつて、(5)から(7)まで及び(9)に掲げる事項を省略することができる。）</p> <p>(1) 関連当事者が会社等であるときは、次に掲げる事項を記載しているか。</p> <p>① その名称</p> <p>② 当該関連当事者の総株主の議決権の総数に占める当該組合が有する議決権の数の割合</p> <p>(2) 当該関連当事者が組合であるときは、次に掲げる事項を記載しているか。</p> <p>① その名称</p> <p>② 当該関連当事者の総会員の議決権の総数に占める当該組合が有する議決権の数の割合</p> <p>(3) 当該関連当事者が個人であるときは、次に掲げる事項を記載しているか。</p> <p>① その氏名</p> <p>(4) 当該組合と当該関連当事者との関係</p> <p>(5) 取引の内容</p> <p>(6) 取引の種類別の取引金額</p> <p>(7) 取引条件及び取引条件の決定方針</p> <p>(8) 取引により発生した債権又は債務に係る主な項目別の当該事業年度の末日における残高</p> <p>(9) 取引条件の変更があつたときは、その旨、変更の内容及び当該変更が決算関係書類に与えている影響の内容</p>	規則119 I, II	
<p>24 関連当事者の範囲 関連当事者には、次に掲げるものを記載しているか。</p> <p>(1) 当該組合の子法人等</p> <p>(2) 当該組合の関連法人等及び当該関連法人等の子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。以下同じ。）（当該関連法人等が会社でない場合にあつては、子会社に相当するもの）</p> <p>(3) 当該組合が会員となっている連合会（当該組合が当該連合会の議決権の総数の百分の二十以上の議決権を有しているものに限る。）及びその子法人等並びに当該連合会の会員である他の組合</p> <p>(4) 当該組合（連合会に限る。）の会員である組合（会員である組合が当該組合の議決権の総数の百分の二十以上の議決権を有しているものに限る。）及びその子法人等</p> <p>(5) 当該組合の役員及びその近親者（二親等内の親族をいう。）</p> <p>(6) (5)に掲げる者が他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有している場合における当該会社等及び当該会社等の子会社（当該会社等が会社でない場合にあつては、子会社に相当するもの）</p> <p>(7) 当該組合の職員のための企業年金（当該組合と重要な取引（掛金の拠出を除く。）を行う場合に限る。）</p>	規則119IV	
<p>25 注記不要取引 関連当事者との間の取引のうち次に掲げる取引については、注記を要しないことに留意しているか。</p> <p>(1) 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引</p> <p>(2) 役員に対する報酬等の給付</p> <p>(3) (1)(2)に掲げる取引のほか、当該取引に係る条件につき市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して一般の取引の条件と同様のものを決定していることが明白な場合における当該取引</p>	規則119 II	
<p>26 重要な後発事象に関する注記 事業年度の末日後、当該組合の翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合は、当該事象を重要な後発事象として注記しているか。</p>	規則120	
<p>27 その他の注記 その他、貸借対照表等、損益計算書等及び剰余金処分案により組合の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記しているか。</p> <p>(例示)</p> <p>① 退職給付に関する注記</p> <p>② 減損損失に関する注記</p> <p>③ 合併に関する注記</p> <p>④ 資産除去債務に関する注記</p> <p>⑤ 賃貸等不動産に関する注記</p> <p>⑥ その他追加情報の注記</p>	規則121	

チェック項目	関連法令	チェック欄
		確認済み「○」 該当なし「-」
VI 附属明細書 決算関係書類に係る附属明細書には、決算関係書類に関する事項として、次に掲げる事項を表示しているか。 (1) 組合員資本の明細 (2) 借入金の明細 (3) 有形固定資産及び無形固定資産の明細 (4) 関係団体等出資金の明細 (5) 引当金の明細 (6) 事業経費の明細 (7) 事業の種類ごとの損益の明細 事業別損益計算書・事業別事業経費明細表 (8) 上記のほか、主要な事業に係る資産及び負債の内容その他の決算関係書類の内容を補足する重要な事項を表示しているか。 <主要な資産の内容> ① 現預金明細表 ② 供給未収金明細表（内訳・回収状況） ③ 有価証券明細表 ④ 商品及び貯蔵品明細表 ⑤ 貸付金明細表 ⑥ 差入保証金明細表 ⑦ 繰延資産明細表 ⑧ その他資産明細表 <主要な負債の内容> ① 支払手形明細表 ② 買掛金明細表 ③ 未払金明細表 ④ 未払法人税等明細表 ⑤ 未払費用明細表 ⑥ その他負債明細表 <その他> ① キャッシュフロー計算書 ② 製造原価明細表	規則128	
VII 事業報告書 1 事業報告書の内容 事業報告書は、次に掲げる事項を記載しているか。 (1) 組合の事業活動の概況に関する事項 (2) 組合の運営組織の状況に関する事項 (3) その他組合の状況に関する重要な事項 （決算関係書類及び連結決算関係書類の内容となる事項を除く。）	規則123	
2 組合の事業活動の概況に関する事項 「組合の事業活動の概況に関する事項」には、次に掲げる事項を記載しているか。（当該組合が二以上の異なる種類の事業を行っている場合には、主要な事業別に区分された事項として記載する） (1) 当該事業年度の末日における主要な事業活動の内容 (2) 当該事業年度における事業の経過及びその成果 (3) 当該事業年度における次に掲げる事項についての状況（重要なものに限る） ① 増資及び資金の借入れその他の資金調達（共済事業を行う組合については、共済掛金として受け入れたものを除く） ② 組合が所有する施設の建設又は改修その他の設備投資 ③ 他の法人との業務上の提携 ④ 他の会社を子法人等及び関連法人等とすることとなる場合における当該他の会社の株式又は持分の取得 ⑤ 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け、合併その他の組織の再編成 (4) 直前三事業年度の財産及び損益の状況 →直前三事業年度+当事業年度 (5) 対処すべき重要な課題 (6) その他組合の現況に関する重要な事項	規則124	

チェック項目	関連法令	チェック欄
		確認済み「○」 該当なし「-」
<p>3 組合の運営組織の状況に関する事項 「組合の運営組織の状況に関する事項」には、次に掲げる事項を記載しているか。</p> <p>(1) 前事業年度における総会の開催状況に関する次に掲げる事項</p> <p>① 開催日時</p> <p>② 出席した組合員の数</p> <p>③ 重要な事項の議決状況</p> <p>(2) 組合員に関する次に掲げる事項</p> <p>① 組合員の数及びその増減</p> <p>② 組合員の出資口数及びその増減</p> <p>(3) 役員に関する次に掲げる事項（直前の通常総会の日を翌日以降に在任していた者であって、当該事業年度の末日までに退任した者を含む。以下同じ。）</p> <p>① 役員の氏名</p> <p>② 役員が当該組合における職制上の地位及び担当</p> <p>③ 当該事業年度に係る当該組合の役員の重要な兼職の状況</p> <p>④ 当該事業年度に辞任した役員があるときは、次に掲げる事項（当該事業年度前の事業年度に係る事業報告の内容としたものを除く。）</p> <p>a. 当該役員の氏名</p> <p>b. 監事とその解任又は辞任についての総（代）会において意見があった場合のその意見の内容</p> <p>c. 監事を辞任した者が、辞任後最初に招集される総（代）会に出席し辞任した旨及びその理由を述べた場合のその理由</p> <p>(4) 職員の数及びその増減その他の職員の状況</p> <p>(5) 業務の運営の組織に関する次に掲げる事項</p> <p>① 当該組合の内部組織の構成を示す組織図（事業年度の末日後に変更があった場合には、当該変更事項を反映させたもの。）</p> <p>② 当該組合と緊密な協力関係にある組合員が構成する組織がある場合には、その主要なもの概要</p> <p>(6) 施設の設置状況に関する次に掲げる事項</p> <p>① 主たる事務所、従たる事務所及び組合が所有する施設の種類の主要な施設の名称及び所在地</p> <p>(7) 子法人等及び関連法人等の状況に関する次に掲げる事項（事業連合の状況に関する事項を含む）</p> <p>① 法人等及び関連法人等の区分ごとの重要な子法人等及び関連法人等の商号又は名称、代</p> <p>② ①に掲げるものの資本金の額、当該組合の保有する議決権の比率及び主要な事業内容その他の子法人等及び関連法人等の概況</p> <p>(8) その他組合の運営組織の状況に関する重要な事項</p>	規則125	
<p>4 事業報告書の附属明細書 事業報告書に係る附属明細書には、事業報告に関する事項として、次に掲げるものを表示しているか。（重要でないものを除く）</p> <p>(1) 当該事業年度に係る役員報酬等の総額並びに当該総額に係る理事及び監事の区分ごとの内訳（役員報酬等の状況）</p> <p>→摘要欄には、総（代）会で定められた報酬等の限度額を記載する</p> <p>(2) 役員が他の法人等の理事、監事、取締役、監査役、執行役又は業務を執行する社員その他これに類するものを兼ねることが第125条第3号ハの重要な兼職に該当する役員についての当該兼職の状況の明細として次に掲げる事項（役員の兼職の明細）</p> <p>① 兼職している役員の氏名</p> <p>② ①の役員が兼職している他の法人等の名称及び地位</p> <p>(3) 役員との間の取引の明細として次に掲げる事項（組合と役員との利益が相反する取引の明細）</p> <p>① 役員との間の取引（役員が第三者のためにするものを含む。）及び第三者との間の取引で当該組合と役員との利益が相反するものについての当該取引先の内訳</p> <p>② ①の主要な取引の内容及び当期取引額</p> <p>③ ②の取引により発生した主要な取引内容ごとの金銭債権及び金銭債務についての前期末残高、当期末残高及び当期増減額</p> <p>(4) その他事業報告書の内容を補足する重要な事項</p>	規則129	様式例